

森林施業計画

芦ヶ崎 (アガサキ) 19-10



森林施業計画認定書（変更）

認定番号 津南19-10
(変 1-23)

団地名 芦ヶ崎

地振 第 234 号
平成 23 年 5 月 3 日

森林法第12条第1項の規定により、平成23年4月25日に請求のあった森林施業計画については、これを適当であると認定する。

津南町森林組合
代表組合長理事 小林三喜男 様

津南町長 上村 憲司



森林施業計画書
(共同)

(自 平成 19 年 4 月 2 日)

(自 平成 24 年 4 月 1 日)

2. 森林施業の実施に関する長期の方針

(1) 森林施業の実施に関する長期の方針

ア 資源の循環利用林

- ・ 森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の木材を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を行う。
- ・ 施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を行う。

イ 水土保全

- ・ 樹根及び表土の保全に留意し、木材の旺盛な成長や下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐を行う。
- ・ 高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小、分散を図る。

(3) 森林施業の共同化に関する長期の方針

- ・ 森林所有者の森林所有状況等を勘案し、森林施業の共同化を図る。

別紙 長期の伐採立木材積及び造林面積 当初計画・**変更計画**

圃地名 芦ヶ崎

樹立年度 2007 計画始期年月日 2007/04/02 認定業者 速南町 整理番号 010

単位 面積: ha, 材積: m³

区 分	期 間	伐 採 立 木 材 積			造 林 面 積			
		主 伐	間 伐	計	人 工 造 林	天 然 更 新	計	
資源の循環利用林	I分期	0	0	0	0.00	0.00	0.00	
	II分期							
	III分期							
	IV分期							
	V分期							
	VI分期							
	VII分期							
	VIII分期							
	小 計							
公益的機能別施策森林	水土保全林	I分期	0	10809	10809	0.00	0.00	0.00
		II分期						
		III分期						
		IV分期						
		V分期						
		VI分期						
		VII分期						
		VIII分期						
		小 計						
	森林と人との共生林	I分期	0	0	0	0.00	0.00	0.00
		II分期						
		III分期						
		IV分期						
		V分期						
		VI分期						
		VII分期						
		VIII分期						
		小 計						

第1-1号表 森林施業計画基準算定表(1) 当初計画・**変更計画**

団地名 芦ヶ崎

認定番号 津南19-010(夜01-023)

樹立年度 2007 計画始期年月日 2007/04/02 認定権者

津南町 整理番号 010

1. 団地要件

認定要件	適否
(1) 計画の対象とする森林面積(第6号表 森林の現況並びに計画数)が30ha以上であること	○
(2) 地形その他の自然条件及び林道の開設その他の林業生産基盤の整備状況からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められること。	○

2. 森林施業に関する長期の方針

認定要件	適否
(1) 長期の方針が、森林施業計画の対象森林の整備を図るために有効かつ適切であること	○
(2) 長期の方針に記載されている5ヶ年の伐採立木材積及び造林面積が森林施業計画の内容と整合性がとれていること	○
(3) (共同作成の場合のみ) 森林施業の共同化に関する長期の方針が適切であること	○

3. 市町村森林整備計画等への適合

認定要件	適否	
(1) 市町村森林整備計画	○	
認定要件		適否
① 市町村森林整備計画に定められた伐採(主伐)に関する事項、造林に関する事項、間伐・保育の基準に従っていること		○
② 対象森林に公益的機能別施業森林(施業方法を特定する必要のある森林を含む)が含まれる場合、市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林における施業の方法に従っていること		○
③ 対象森林に要間伐森林が含まれる場合、市町村森林整備計画に定められた要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に従っていること		○
④ 対象森林に保健機能森林が含まれる場合、市町村森林整備計画に定められた保健機能森林における施業の方法に従っていること		—
⑤ 共同による森林施業計画の場合、施業の共同化に関する事項が、市町村森林整備計画に定められた森林施業の共同化の促進に関する事項に適合していること	○	
(2) 保健機能増進計画を全部又は一部として定める場合	○	
認定要件		適否
森林保健機能増進計画の内容が、当該森林の保健機能の増進を図るために有効かつ適切であること		
① (保健機能増進法の運用通知(2林野企第39号林野庁長官通知)に定める施業の方法等に従っていること)		
② 対象森林の面積のうち森林保健施設の面積の占める比率が、森林保健機能増進法施行規則第2条(同附録第1)に定める比率以下であること		
③ 森林施業の方法及び整備しようとする森林保健施設の位置等が、森林保健機能増進法施行規則第3条(同別表)に定める基準に適合すること		
④ 対象森林に保安林が含まれる場合、当該保安林の区域内で行われる森林保健施設の整備が保安林の指定の目的(公衆の保健以外)の達成に支障を及ぼさないと認めらるること		
(3) 対象森林に要整備森林が含まれる場合 地域森林計画に定められた特定保安林の整備に関する事項に適合していること		

用途名 育々林

国産材 2027 計画始期年月日 2027/04/01 算定業者 林業計 林業計 010

1. 資源の循環利用林

判定要件	適符
(1) 適切な施設が計画されていること (第3号表 計画内容一覽表の当該項目に×が含まれないこと)	○
(2) 適切な間伐が計画されていること (第3号表 計画内容一覽表の当該項目に×が含まれないこと)	○
(3) 主伐が適切な時期に計画されていること (第3号表 計画内容一覽表の当該項目に×が含まれないこと)	○
(4) 伐採立木材積が適切であること 対象森林: 計画的伐採対象森林・・・第3号表 計画内容一覽表で【計画的伐採対象森林①】と表示された森林 判定要件: 伐採立木材積の合計が次の上限・下限の範囲内にあること	○

伐採立木材積の合計

$$Y = (\dots)$$

上限1 = ($0.778 \times 500 + 500$) $\times 5 = (\dots)$

材積量 = ($52,405 - 40,150$) / (40.84) = (500)

上限2 = (500×0.8) = (400)

上限1 < 上限2	左記以外
上限	上限2

2. 水土保全林

判定要件	適符
(1) 適切な施設が計画されていること (第3号表 計画内容一覽表の当該項目に×が含まれないこと)	○
(2) 適切な間伐が計画されていること (第3号表 計画内容一覽表の当該項目に×が含まれないこと)	○
(3) 主伐が適切な時期に計画されていること (第3号表 計画内容一覽表の当該項目に×が含まれないこと)	○
(4) 主伐が適切な方法で計画されていること (第4号表 伐採施設施設表の当該項目に×が含まれないこと)	○
(5) 伐採立木材積が適切であること (以下の判定①、判定②、判定③に×が含まれないこと)	○

判定① 対象森林: 計画的伐採対象森林・・・第3号表 計画内容一覽表で【計画的伐採対象森林①】と表示された森林
判定要件: 伐採立木材積の合計が次の上限を超えないこと

伐採立木材積の合計

$$Y = (\dots)$$

上限1 = ($1,020 + 500$) $\times 5 = (\dots)$

材積量 = ($52,405 - 40,150$) / (40.84) = (500)

上限2 = (500×0.8) = (400)

上限1 < 上限2	左記以外
上限	上限2

判定② 復旧林の伐採材積が適切であること
(第5号表 復旧林伐採計画表の当該項目に×が含まれないこと)

判定③ 上層木の伐採材積が適切であること
(第8号表 復旧林伐採計画表の当該項目に×が含まれないこと)

3. 森林と人との共生林

判定要件	適符
(1) 適切な施設が計画されていること (第3号表 計画内容一覽表の当該項目に×が含まれないこと)	
(2) 適切な間伐が計画されていること (第3号表 計画内容一覽表の当該項目に×が含まれないこと)	
(3) 主伐が適切な時期に計画されていること (第3号表 計画内容一覽表の当該項目に×が含まれないこと)	
(4) 主伐が適切な方法で計画されていること (以下の判定①、判定②に×が含まれないこと)	

判定① 主伐が適切な方法で計画されていること
(第3号表 計画内容一覽表の当該項目に×が含まれないこと)

判定② 風害の防護のための森林その他の特に寄伏に依存すべき森林における主伐が適切な方法で計画されていること
(主伐箇所位置図により適符判定を行う)

対象森林: 主伐の計画を独立した森林のうち、風害の防護のための森林その他の特に寄伏に依存すべき森林
判定要件: 立木の全高又は相対割合が標準伐高以上である森林が樹のメートル以上たわたり寄伏に依存すること

上限1 < 上限2	左記以外
上限	上限2

(6) 伐採立木材積が適切であること
(以下の判定①、判定②、判定③、判定④に×が含まれないこと)

判定要件	適符
判定① 特定広葉樹育成期前森林以外における伐採材積が適切であること 対象森林: 計画的伐採対象森林で、特定広葉樹育成期前森林以外の森林・・・第3号表 計画内容一覽表で【計画的伐採対象森林①】かつ【特定広葉樹育成期前森林①】と表示された森林 判定要件: 伐採立木材積の合計が次の上限を超えないこと	

伐採立木材積の合計

$$Y = (\dots)$$

上限1 = ($0.778 \times 500 + 500$) $\times 5 = (\dots)$

材積平均材積 = ($52,405 - 40,150$) / (500) = (24.1)

上限2 = (24.1×0.8) = (19.28)

上限1 < 上限2	左記以外
上限	上限2

判定② 特定広葉樹の伐採材積が適切であること
(第3号表 計画内容一覽表の当該項目に×が含まれないこと)

判定③ 一般広葉樹の伐採材積が適切であること
(第3号表 計画内容一覽表の当該項目に×が含まれないこと)

判定④ 伐採立木材積の合計が適切であること
(第3号表 計画内容一覽表の当該項目に×が含まれないこと)

(6) 広葉樹林、又は森林の維持拡大が図られていること
(以下の判定①、判定②に×が含まれないこと)

判定要件	適符
判定① 広葉樹林の伐採材積が適切であること 対象森林: 広葉樹林で、広葉樹人工林又は天然林に転換する森林・・・第3号表 計画内容一覽表【広葉樹林に年次の記載されている森林】かつ【伐採材積①、②又は【森林種別①】】と表示された森林 判定要件: 広葉樹人工林又は天然林に転換する森林の面積が次の下限を下限をしないこと	

伐採立木材積の合計

$$Y = (\dots)$$

下限1 = ($0.778 \times 500 + 500$) $\times 5 = (\dots)$

ただし、形から当該日(年)度までの年数が5年以内の場合は5年間の平均材積を算出する。

下限2 = ($0.778 \times 500 + 500$) $\times 5 = (\dots)$

下限1 > 下限2	左記以外
下限	下限2

判定② 広葉樹人工林又は天然林の維持拡大が図られていること
(第3号表 計画内容一覽表の当該項目に×が含まれないこと)

第2-1号表 計画区域一覧表 (資源の循環利活用) 当初計画・變更計画

自治体 町 〇

制定年度 2007 計画始期年月日 2007/04/01 計画年度

計画種別 調整計画 010

計画区域 4921 調整町 計画 5000 〇

単位 田積: ha, 材積: m³ 成長量: t

2/4-12

計画年度	計画区域	森林の状況			森林所有者			土地の属性				森林状況												公益的施設設置等	その他の区域等	調整後計画等				計画年度																												
		大	小	雑	国有	地方公共	民間	森林計画	用途	管理	面積	材積	成長	伐採	補植	更新	伐採	材積	成長	伐採	材積	成長	伐採			材積	成長																															
1	000 ヤナ	000						000	213	0.10	0	〇	針葉樹	スギ	39	100	0	27	1	1	5	16																																				
2	000 ヤナ	000						000	213	1.10	0	〇	針葉樹	スギ	39	100	0	343	15	1	5	12																																				
3	000 ヤナ	000						000	213	0.40	0	〇	針葉樹	スギ	29	100	0	62	3	1	5	12																																				
4	000 ヤナ	000						000	213	0.22	0	〇	針葉樹	スギ	24	100	0	30	2	1	5	11																																				
5	000 ヤナ	000						000	213	0.20	0	〇	針葉樹	スギ	24	100	0	68	4	1	5	11																																				
22	000 ヤナ	000						000	213	0.18	0	〇	広葉樹	その他広葉樹	07	100	0	10	0	1	3																																					
町域合計																																																										
									田積計																																																	
																					材積計																																					
																																	成長量計																									

第2-1号表 計画区域一覧表 (資源の循環利用林) 当初計画・変更計画

開始年 昭和47年

調査年度 2007 計画始期日 2007/04/02 調査年度 2007

陸奥町 陸奥町 010

山形市 421 陸奥町 陸奥町 421 陸奥町 010 単位 面積:ha, 材積:m³ 成長量:m³

21 4 22

資源種別	森林の所在			森林所有者			林地の権利		森林状況		計画林等														公益的機能別用途森林等				その他の区域等				保護区域等							
	大字	小字	番地	市町村	個人	法人	公有	所有権	借地権	雑木	杉	ヒノキ	スギ	ケヤキ	シラカシ	トドナ	カシ	クヌギ	コナラ	その他	雑木	その他	雑木	その他	雑木	その他	雑木	その他	雑木	その他	雑木	その他	雑木	その他						
1	000	000	000				0						42	000	0	01	2	1	0	15																				
市町村計																																								

